

医療用麻薬を携帯して入国・出国する場合の手続き

日本に入国して間もない外国人が入院してきました。服用していた持参薬を鑑別したところ、国内では未発売の医療用麻薬TARGIN錠（オキシコドン/ナロキソン配合錠）が含まれていました。麻薬を携帯して入国する場合の申請手続きを行ったか患者に確認したところ、手続きはしていないとのことでした。すぐに県庁薬務課に電話し対応を尋ねたところ、持参した麻薬は薬剤部で預かり保管しておいてくださいとのことでした。その後、県庁より麻薬管理官の訪問があり持参した麻薬はすべて廃棄となりました。

「麻薬及び向精神薬取締法」によると、麻薬は厚生労働大臣の許可を受けた「麻薬輸入業者」「麻薬輸出業者」でなければ、輸入・輸出することができないと定められています。ただし、自己の疾病の治療目的で麻薬を使用している者（海外の医療機関において治療目的で医療用麻薬を使用している者を含む）は、事前に地方厚生局長の許可を受けることで、当該麻薬を携帯して輸入・輸出することができます。今回は医療用麻薬を携帯して入国または出国する場合の手続きについてまとめてみました。

1. 申請手続き

1) 申請書類

- (1) 医師の診断書 1部
- (2) 麻薬携帯輸入許可申請書 1部（日本に医療用麻薬を携帯して入国する場合）
- (3) 麻薬携帯輸出許可申請書 1部（日本から医療用麻薬を携帯して出国する場合）

2) 申請書の記載事項

- (1) 申請者の氏名・住所
- (2) 携帯して輸入し、または輸出しようとする麻薬の品名および数量
- (3) 入国し、または出国する理由
- (4) 麻薬の施用を必要とする理由
- (5) 入国または出国の期間
- (6) 入国または出国の港

*申請書の作成要領については「麻薬・向精神薬・覚せい剤管理ハンドブック」をご参照ください。

3) 提出先

- (1) 申請者の住所を管轄する地方厚生(支)局麻薬取締部
- (2) 入院中の場合は、病院・診療所の所在地を管轄する地方厚生(支)局麻薬取締部
- (3) 海外在住の場合は、入国予定の空港等を管轄する地方厚生(支)局麻薬取締部

*九州厚生局麻薬取締部は福岡市博多区の福岡第二合同庁舎内にあります。

4) 提出期限

申請書の送付および許可書の送付に要する期間を考慮し、出国日または入国日の2週間前までに提出します。

2. 許可書等の交付と提示

- 1) 申請書に不備がなく、許可が行われた場合には、麻薬携帯輸入（輸出）許可書（日本語記載版）と麻薬携帯輸入（輸出）許可証明書（英語記載版）の各1通が交付されます。
- 2) 入国（出国）時に税関で、これらの許可書を提示してください。

3. 注意事項

- 1) 麻薬携帯輸入（輸出）許可は、特定の患者が自己の疾病治療の目的で施用を必要とするための医療用麻薬を携帯せざるを得ない場合に、当該患者が行う輸入（輸出）を認めるものであって、当該許可を受けても麻薬を郵便により輸入（輸出）したり、知人等に麻薬を託して輸入（輸出）することはできません。必ず申請した患者本人が、携帯して麻薬を輸入（輸出）しなければなりません。
- 2) 渡航先においては日本と異なる法規制を行っている場合があります。当該国への麻薬の携帯輸入もしくは当該国からの携帯輸出の可否等不明な点は、各国の在日大使館にお問い合わせください。

参考資料：麻薬・向精神薬・覚せい剤管理ハンドブック（第9版）

（鹿児島市医師会病院 薬剤部長 寺師 守彦）